Ⅱ　インターネットを使ったTV信号の配信と著作権法の違反

―― ABC, Inc. v. Aereo, Inc., 134 S. Ct. 2498（2014）――

1　事実

被上訴人Aereo社（以下，アエレオ社）の利用契約者は硬貨程度の大きさの超小型のアンテナを購入する。超小型アンテナは加入者の手元にはなく，利用場所とは別の場所のデータセンターに集積されている。データセンターは購入者の希望に合わせて地上波放送局のおよそ30のコンテンツを受信し，伝送可能なデータに変換する。コンテンツはインターネット経由で契約者に配信する。利用契約者の所有するスマートフォンなどの受信端末のハードドライブ内にアエレオフォルダが作成される。利用契約者は，アエレオ社のウェブサイトで視聴するコンテンツを選択し，スマートフォン，タブレット，パソコン上で地上波放送局のコンテンツをストリーミング視聴することができる。このストリーミングという技術では地上波放送と数秒の時間差で伝送されている。録画の予約も可能で録画可能容量に応じて月額８―12ドルで提供される。アエレオ社は，コンテンツに対して著作権を有していないし，地上波放送局から実演の許諾を得ていない。

1976年連邦著作権法は，著作物（work）を公衆に実演（public performance）する排他的権利を著作権者に与えている(1)。

地上波テレビ放送会社である上訴人ABC，CBS，NBC等は，著作権の侵害を主張し，アエレオ社のサービス提供の暫定的差止めを求めてニューヨーク南部地区合衆国地方裁判所に提訴したが棄却された。第二巡回区合衆国控訴裁判所は同判決を認容し，また，再審理の申し立てを退けた。合衆国最高裁は裁量上訴を許可した。

2　争点

アエレオ社のサービスは地上波放送局の公衆への実演送信権を侵害している

（１）　17 U.S.C. §101, §106 (4).

か。

3　判決

2014年 6 月25日，合衆国最高裁は，原審を破棄し差戻。Breyer 裁判官が法廷意見を執筆し，Roberts 首席裁判官，および Kennedy，Ginsburg，Sotomayor，Kagan 各裁判官が同調した。Scalia 裁判官は反対意見を執筆し，Thomas，Alito 各裁判官が同調。

4　判決理由

〔法廷意見〕

本件では，二つの点が問題となる。第一に，アエレオ社は「実演」しているかどうか，第二に著作物を「公衆に送信」しているか，である。

（1）連邦著作権法は1976年にケーブル事業者を適用対象とするために改正された

著作権法は，著作権の保護された作品を実演する排他的権利を著作権者に与えている。連邦議会は1976年に著作権法を改正した(2)。連邦議会が本法を改正した目的は，ケーブルテレビのコミュニティアンテナが，著作権法の保護範囲に属さないという1968年の当裁判所のフォートナイトリー判決(3) を覆すためである。フォートナイトリー判決は，ケーブルシステムは地上波放送の信号を強化しているに過ぎないという理由で，ケーブルテレビ事業者を地上波放送局ではなく視聴者として位置付けた。フォートナイトリー判決によれば，ケーブル事業者は公衆に実演していない(4)。1976年の著作権法改正は，この判断を覆したのである。

1974年の当裁判所のテレプロンプター判決は(5)，遠隔地で地上波放送信号を受信し，再送信して，地上波放送と同時に利用者に視聴させる行為が本質的に視聴行為であると判断した(6)。ケーブル事業者はコンテンツを選択して受信して，再送信するが編集はしていないとも判断した(7)。しかし，1976年の著作権

（2）　17 U.S.C. §106 (4).

（3）　Fortnightly Corp. v. United Artists Television, Inc., 392 U.S. 390 (1968).

（4）　*Id.* at 398–400.

（5）　Teleprompter Corp. v. Columbia Broadcasting System, Inc., 415 U.S. 394 (1974).

（6）　*Id.* at 408, 410.

法改正は，このテレプロンプター判決の判断をも覆したのである。

1976年に連邦議会は著作権法を改正して「実演」について放送者と視聴者の区別を消し去った。すなわち，1976年の法改正で，放送者も視聴者も作品の「実演者」となり，両者の中間に介在するケーブル事業者も「実演者」となり，本法の適用範囲に入ることになった(8)。

第一に，視聴できる作品の「実演」とは，音声を伴い連続して画像を提示することと定義された。これにより，放送者と視聴者の区別はなくなる。なぜなら，視聴者個人もテレビ受像機のスイッチを入れることで音声を伴って画像を連続して提示するからである。

第二に，実演の「伝送」とは，音声と画像を感知する何らかの装置によってそれらが発現した場所を越えて伝達されることであると定義された。したがって，公衆に地上波放送をケーブルで再送信する場合や，地上波放送信号の受信能力を強化している場合のケーブル事業者も実演の「伝送」に該当する。

第三に，連邦議会は，ケーブル事業者が地上波放送のコンテンツを受信して公衆に対し「実演」する場合の料金を強制的に徴収する免許制度を新たに立法化した(9)。

（2）アエレオ社は単なる装置の提供者であるという主張に対してアエレオ社は単なる装置の提供者ではなくケーブル事業者に類似する。

第一に，アエレオ社の提供するサービスは，連邦議会が修正して対応しようとしたケーブルテレビ事業と類似している(10)。

第二に，アエレオ社は，受信設備を実際には契約利用者に提供しているわけではない。受信設備は利用契約者とは別の場所で一か所にかためて管理されている。

第三に，地上波放送のコンテンツを契約利用者が視聴できるサービスをアエレオ社は提供している。

第四に，実際に地上波放送のコンテンツを契約利用者は視聴でき，それらの伝送中の大部分は著作権上保護されている。

（7）*Id*. at 400.

（8）H. R. Rep. No. 94−1476, pp. 86−87 (1976).

（9）§111.

（10）*Fortnightly Corp*. at 400.

（3）アエレオ社とケーブル事業は異なるという主張に対して

ケーブル事業者とアエレオ社と間に違いが存在するとアエレオ社は次のように主張する。

第一に，フォートナイトリー判決とテレプロンプター判決は，常時，コンテンツを配信している。アエレオ社のサービスでは利用契約者は，視聴したいコンテンツを選択してからコンテンツを伝送しており，契約利用者が選択するまではコンテンツにアエレオ社は手をつけていない。

第二に，伝送されるコンテンツと事業者の設備の運営に対する利用契約者の関与も異なっている。この違いは著作権法の適用を左右する可能性があるという。

しかし，この技術上の違いは，アエレオ社と伝統的なケーブル事業者とを区別する決定的な根拠までには至らない。アエレオ社が，地上波放送されるコンテンツを利用契約者に提供する行為は，§101に従い，公衆に作品を実演することを伝送する場合に該当する。

（4）実演と公衆性に対するアエレオ社の主張に対して

アエレオ社は，以前に地上波放送されたコンテンツの伝送行為による「新たな実演」である，と主張する。しかし，視聴者の視聴時期は §101 の適用を左右しない。

アエレオ社は，公衆性について，利用契約者に応じて個別にコンテンツの複製が作成され，個々のアンテナが用意されているのだから，「公衆性」に該当しないと主張する。

しかし，本法の目的に照らせば，そのような技術上の特性はアエレオ社とケーブル事業者を区別するとはいえない。連邦議会は，アエレオ社の行う事業も著作権者を保護するために，アエレオ社も本規定の適用範囲にあり，著作権者の許諾が必要であると考えたであろう。

（5）公衆実演権の趣旨

本規定は，連邦議会の意図を実効化するものである。複数の伝達機器を通じて実演を伝送する場合，その実演される作品が同じであれば，作品が視聴者ごとに個別に複製されたり，視聴者に個別に視聴されたり，距離が離れていたりすることは「公衆に対する実演」の該当性を左右しない。

アエレオ社の利用契約者に対する伝送行為は，「公衆性」の要件を満たす。

利用契約者同士になんら関係がない場合であっても，多数人に向けて同時に視聴覚可能な画像と音声の複製をアエレオ社は作成して，伝送しているからである。

利用契約者に実演する場合に，作品の根底にある著作者との関係が「公衆性」の該当性を左右する。公衆性を満たすかどうかは作品と利用契約者との関係に左右され，受信時期や場所に左右されない。

（６）将来の技術の発展性について

当裁判所の判断によって，新たな種類の技術の登場や利用が阻害されることはない。伝送規定は，広くケーブル事業者と同等の事業に適用される一方で，新たな技術の登場を妨げたり，利用を統制したりしないように連邦議会は意図していた。

裁判所は，法律の基本的目的に照らして，当該法律の極めて一般的な文言を適用する。家族や社会的知己の利用は公衆性を満たさない。「公正な利用」（fair use）の法理は，本法の適用にあたって有用である(11)。

〔Scalia 裁判官の反対意見〕

アエレオ社は「実演」していない。

（１）　直接侵害と間接侵害の区分

著作権侵害は直接侵害と間接侵害が存在している。1984年のソニー判決(12)と異なり，本件は直接侵害責任の成否が問題になっている。地上波放送局は公衆伝送権の直接侵害を主張する。著作権法上保護されたコンテンツを利用契約者がコンテンツを選択して，ボタンを押す行為がアエレオ社の実演であると地上波放送局が立証する責任を負う。

自発的な意思による行為（volitional act）があってはじめて直接責任が成立する。「実演」の文言は活動的で，積極的な意味で用いられる。

コピーショップ（複製店）とビデオオンデマンドの異同が本件で参考にな

（11）　Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc., 464 U. S. 417（1984）. ベータマックス型の家庭用テレビ録画機器をソニーが販売した。公衆に配信される地上波放送番組を本機器の購入者が録画する行為が著作権侵害に該当するとユニバーサルシティスタジオは主張した。合衆国最高裁は公正な利用であると認定した。

（12）　*Id.*

る。コピーショップは短期間，利用行為のために複写機を貸与している。契約利用者が対象を選択して複写機能を始動する。複写機を貸与したコピーショップは，コンテンツの選択に何の関与もしていない。

ビデオオンデマンドは，利用者の入力に対して自動的に応答する点では共通している。ビデオオンデマンドも視聴者自身が利用するコンテンツを選択している。

（2）　アエレオ社は「実演」していない

アエレオ社はコピーショップに該当しない。アエレオ社は，自動化されたシステムに対するアクセスを利用契約者に提供しているに過ぎない。利用契約者が始動するまでシステムは休眠している。

アエレオ社はビデオオンデマンドに該当しない。ビデオオンデマンドと異なり，あらかじめ映画やテレビのコンテンツをアエレオ社は準備していない。

アエレオ社のシステム運営は自発的な意思による行為であるが，実演の原因行為が存在していない。関与の程度も直接責任を構成する程度には至らない。

（3）　法廷意見の誤り　自発的な意思による行為を基準にすべきである

第一に，法廷意見は推定を積み上げている(13)。連邦議会の委員会の一節などに断片的にしか触れていない立法史を，連邦議会の意図を断定する根拠に位置付けている。

第二に，法廷意見はテレプロンプター判決，フォートナイトリー判決のケーブル事業とアエレオ社の区別を誤っている。テレプロンプター判決，フォートナイトリー判決といった共同アンテナテレビシステムでは，地上波放送の全範囲の信号をすべて受信して，すべての利用者に伝送していた。アエレオ社は，利用者が受信を選択した特定の時間に伝送しているに過ぎない。

（4）　メディアの類似性判断

著作権法 §101は公衆実演権だけを対象としており，ケーブル事業の活動については明文で規定していない。アエレオ社に対して公衆実演規定を適用するには，公衆実演の再伝送規定を連邦議会は規定しなければならなかったはずであろう。法廷意見は，文言を基準とした分析から逸脱している。

アエレオ社とケーブル事業との類似性を認める基準が法廷意見は明確ではない。法廷意見はおそらくはケーブル事業との類似性に着目したのであろうが，第一に，アエレオ社の提供する視聴機能では放送と同時に視聴したり，放送後

---

(13)　*Aereo*, at 2515.

に自由に視聴時間を変更したりすることもできる。第二に，契約利用者が共同で使用する物理的な装置をシステムとして統合している場合，当該システムを運用する事業者にもケーブル事業との類似性をはたして認められるかどうかは明らかではない。

しかし，法廷意見は，実演していないインターネットサービスプロバイダーに及ぶかもしれない，という理由で，この点についての判断を回避した。

法廷意見は，クラウド型記録プロバイダーとケーブル事業者システムに本件判決は影響を及ぼさないと述べている。

しかし，法廷意見は結果志向型で不正確さを免れない。下級審に対して明確な回答を与えるのは，自発的な意思による行為の基準である。

（5）　法廷意見に同調する点

地上波放送局の著作権上保護されたコンテンツについてアエレオ社が行っていることがゆるされるべきでないということには法廷意見と同感である。しかし，著作権法の禁止する内容を歪めてはならない。実演侵害についてのアエレオ社の間接責任は，まだ判断されていない。法の抜け穴について判断しなければならない。法の抜け穴を探して埋めるのは最高裁の役割でない。それは連邦議会の役割である。法廷意見はケーブル事業者との類似性を探ったけれども，連邦議会のほうが適切に判断できる。

ソニー判決でのブラックマン裁判官の反対意見(14) は，テレビ番組録画機器が映画産業とテレビ産業に大混乱を招くと指摘した。本件で地上波放送局は，ソニー判決と似た悲壮な予想をしている。アエレオ社は，クラウド型記録事業への投資を失わせて，革新性の発展を窒息させるとアエレオ社は主張している。利己主義的な主張の妥当性を審理し，将来の技術の発展経路を予想する資格は裁判所にはない。解決策に至るために法の文言をねじまげるべきではない。法律が更新される必要があるかどうかの判断は連邦議会に委ねるべきである。

5　判例研究

（1）　ケーブル事業者とアエレオ社のメディアの類似性

本件の Scalia 裁判官の反対意見が示すように，新たな伝送技術が発展してくると，必ずしも法律の制定期において連邦法が予期していない争点が浮上して

（14）*Sony*, at 441, 483.（Blackmun, J., dissenting）.

くる。この抜け穴をどのように埋めるか，が問題となる。これまで合衆国最高裁は，新たなメディアが登場し，対応する適切な法が存在しない場合，従来のメディアとの相違によって法の適用範囲や責任を検討してきた。

以下の分析はそれぞれが有機的に結びつく。

第一に，法廷意見は類似するメディアの検討対象としてケーブル事業者を選んだ。

連邦法の想定しない争点が浮上した場合，地上波放送とケーブル事業者は1997年にターナー判決(15) で争った。ターナー判決は，ケーブル事業者が地上波放送のコンテンツの再送信義務を負うと判断した。

本件の法廷意見は，アエレオ社はケーブル事業者に該当するかについて正面から解答を与えていない。アエレオ社はインターネットサービスプロバイダーのような単なる導管に過ぎないのか，と Scalia 裁判官の反対意見は指摘した。Scalia 裁判官が多数を占めなかったのは，「自発的な意思による行為」は侵害者の主観を判断基準としており，かえって予測可能性を欠くためなのかもしれない。

グロックスター判決(16) は DMCA（Digital Millennium Copyright Act）の規定の抜け穴を狙い，著作権侵害の責任を回避するような技術の展開を許さなかった。グロックスター判決で合衆国最高裁は，グロックスターと呼ばれるファイル共有ソフトの開発行為に対する著作権の間接侵害を認めた。合衆国最高裁は著作権の侵害を誘う行為は，著作権の侵害であるという基準を示した。

第二に，起草期に予想されない争点が浮上したからこそ，利害関係人による訴訟を通じた法の発見が求められた。本判決のアエレオ社に対する影響は大きい。判決がアエレオ社と類似の技術発展を将来，阻害する場合も考えられる。

第三に，日本国憲法では著作権について正面から規定していないのに対して，合衆国憲法は著作権の保護を合衆国憲法第 1 条第 8 節第 8 項で規定している。連邦議会は憲法で授権され連邦著作権法を制定し，適宜修正してきた。

合衆国最高裁も，日本の最高裁も憲法問題を扱うけれども，著作権法にかかわる争点について，合衆国裁判所は憲法の保護する著作権の問題として扱う傾向がある。日本ではまねき TV，ロクラクⅡ事件と関係している。まねき TV

---

(15)　Turner Broadcasting v. FCC, 512 U.S. 622（1994）. Turner Broadcasting System, Inc. v. FCC, 520 US 180（1997）.

(16)　MGM v. Grokster, 545 U.S. 913（2005）.

事件は，アエレオ社類似のテレビ番組の視聴サービスの提供行為について自動公衆送信権と送信可能化権の侵害を認めた(17)。ロクラクⅡ事件は，サービス提供者が放送番組の複製の主体であり，放送事業者の著作権を侵害していると判断した(18)。

第四に，新たな技術が登場すると，予測可能性を保ちながら判決の影響力を限定するために，判例の射程が狭くなる傾向がある。

（２）　公正な利用

クラウド型について本件判決は沈黙している。新しく発展する技術の恩恵を誰が受け取るのか。ソニー判決の公正な利用の法理は技術開発を促す要因となりうる。ソニー判決は，購買者の録画は著作権を侵害する用途に該当せず，§107の「公正な利用」に該当すると位置づけた。アエレオ判決は大規模ケーブル事業者を念頭に置いており，小規模のケーブル事業者に萎縮効果をもたらす可能性が高い。

（３）　広告収入

地上波放送局のテレビコマーシャルの広告収入は減少している。テレビコマーシャルは視聴者に一律に同じ広告を送信している。地上波放送局とネット上のコンテンツ配信者が直接，契約関係にある場合（たとえばHulu社やネットフリックス社との契約），コンテンツが配信されても依然として地上波放送局は広告収入，契約収入を得ることができる。

インターネットのターゲット広告は，アクセス履歴から視聴者の嗜好に合わせて個別に広告を設定できる。利用契約者の動向をつかむことで，ターゲット広告にも利用できる。地上波放送局自身もコンテンツをネット配信するサービスを増やしている。広告収入確保のために視聴者の嗜好を地上波放送局は分析しなければならない。

（４）　判決後にアエレオ社はケーブル事業者になったのか？

a）著作権局との関係

Scalia裁判官の反対意見によれば，ケーブル事業者に該当しないけれどもケーブル事業者と類似のサービス事業者は著作権法§111の料金さえ払えば公衆実演侵害は生じない。

アエレオ社は本件最高裁判決後の2014年６月28日にサービスの提供を停止し

---

(17)　知財高判平成24年１月31日平23年（ネ）第10009号。判時2142号96頁。

(18)　知財高判平成24年１月31日平23年（ネ）第10011号。判時2141号117項。

た。収入源を失ったアエレオ社はニューヨーク州南部地区合衆国地方裁判所に同社がケーブル事業者に該当するかについて緊急に審理するように求めた。このままでは失血死（bleeding to death）してしまうという。合衆国最高裁の口頭審理での Sotomayor 裁判官の言葉を借りて，アエレオ社は自らをケーブル事業者になぞらえた。

ケーブル事業者や衛星放送事業者は地上波放送局と再送信料金を交渉して，再送信の許可を得たうえでコンテンツ再送信の配信料を支払っている。もし地上波放送局との交渉が難航する場合には著作権法 §111が発動する。§111の強制許諾は，著作権者と利用に関する調整が整わない場合は，著作権局が裁定する。

アエレオ社がケーブル事業者として運営するには著作権局の許可が必要になる。著作権局はインターネット上の伝送は §111の強制許諾に該当しない可能性もあり，他機関の判断を参考にすると述べていた。著作権局に支払う強制許諾の場合は法定の金額を支払って，著作物を利用することができる。この場合の利用額は再送信を交渉した場合よりも安価になる可能性がある(19)。

b）FCC との関係

著作権法上のケーブル事業者は連邦通信委員会（Federal Communications Commission, FCC）の監督下に置かれる。FCC はケーブル事業者，衛星放送事業者を MVPD（multi-channel video provider）として監督している。アエレオ社が MVPD に該当するか，を判断しなければならないが，本判決は必ずしも明らかではない。もしケーブル事業者に該当すれば，再送信料金を支払う義務が発生する。アエレオ社が MVPD に該当する場合，YouTube やグーグル TV といったインターネットビデオサービスはどうなるのか，という争点が新たに浮上するためであろう(20)。

（5）　連邦議会の動き　ローカルチョイス

上院通商委員会（Senate Commerce Committee）で，地上波放送局，ケーブル事業者，および視聴者を規律するルールを再評価する動きがみられる。既存

---

(19)　*Aereo to Court : We're 'Bleeding to Death'*, The Times, http://time.com/3071126/aereo-court-bleeding-to-death/（last visited on 4, Jan. 2015）.

(20)　*How Congress could wind up accidentally saving Aereo*, The Washington Post, http://www.washingtonpost.com/blogs/the-switch/wp/2014/08/12/how-congress-could-wind-up-accidentally-saving-aereo/（last visited on 4 Jan. 2015）.

の制度ではケーブル事業者は複数のコンテンツを一括して契約利用者に提供している。

ローカルチョイス（Local Choice）ルールと呼ばれる新しい枠組み(21) では，地方ケーブル事業者は地上波放送局と再送信の価格を交渉しない。契約利用者は視聴する地上波放送局のコンテンツをケーブル事業者から自ら選択して購入する。ケーブル事業者は地上波放送局の設定する価格に上乗せすることは禁止される。地上波放送局の請求する価格は視聴者にそのまま請求される。

ローカルチョイスにはどのようなメリットがあるか。

第一に，アメリカではデジタル放送化に伴い，デジタル放送をテレビだけではなく，コンピュータでも受信する視聴者が増えてきた。

第二に，視聴者の選択が自由になることで，テレビ市場に対する視聴者の影響が強くなる。

第三に，競争が刺激され，再送信料金が下がる可能性もある。

第四に，地上波放送局のコンテンツを従来通りアンテナで無償視聴することは依然として可能である。

第五に，ケーブル事業者と地上波放送局の値段交渉が折り合わない場合に生じるテレビスクリーンが真っ暗な画面が続く（Cable blackout）が解消される。

第六に，再送信義務規定のほかのルールは変更しない。

第七に，地上波放送局はローカルチョイスで再送信料金の収入源を安定して確保できる。

アエレオ社はローカルチョイスにどのように対応するだろうか。アエレオ社が事業を継続する場合でも再送信料金の分だけを上乗せしなければならないかもしれない。地上波放送局は再送信料金について交渉するという負担なくアエレオ社の利用契約者からも徴収することが可能になる。報道によれば破産申請したアエレオ社の展望が開けているとはいいがたい。

ローカルチョイスには批判もある。

第一に，MVPD の機器管理・維持のための費用，利用者に対するサービス維持のための費用，請求にかかる費用等を考慮に入れていない。これらをシステム管理費として MVPD が視聴者に請求するかもしれない。

第二に，再送信費用が減少した場合の MVPD の対応がはっきりしない。

---

(21)　視聴者が地方（ローカル）放送局の番組に対する選択肢を増やすという方策。

第三に，再送信料金はさして高くない。

第四に，現在，ケーブル事業者は，地上波放送をアナログ方式，HD 方式，SD 方式で配信している。ローカルチョイスでは，ケーブル事業者と地上波放送局の交渉の余地を奪うので，現在，伝送している複数方式の一つだけを提供するようになるだろう。視聴者は，現在，複数の伝送方式で配信されているので，アナログ放送受信機のテレビでも受信できているが，ローカルチョイスを採用すると，かえって視聴できない者が増えるかもしれない。

（辻　雄一郎）